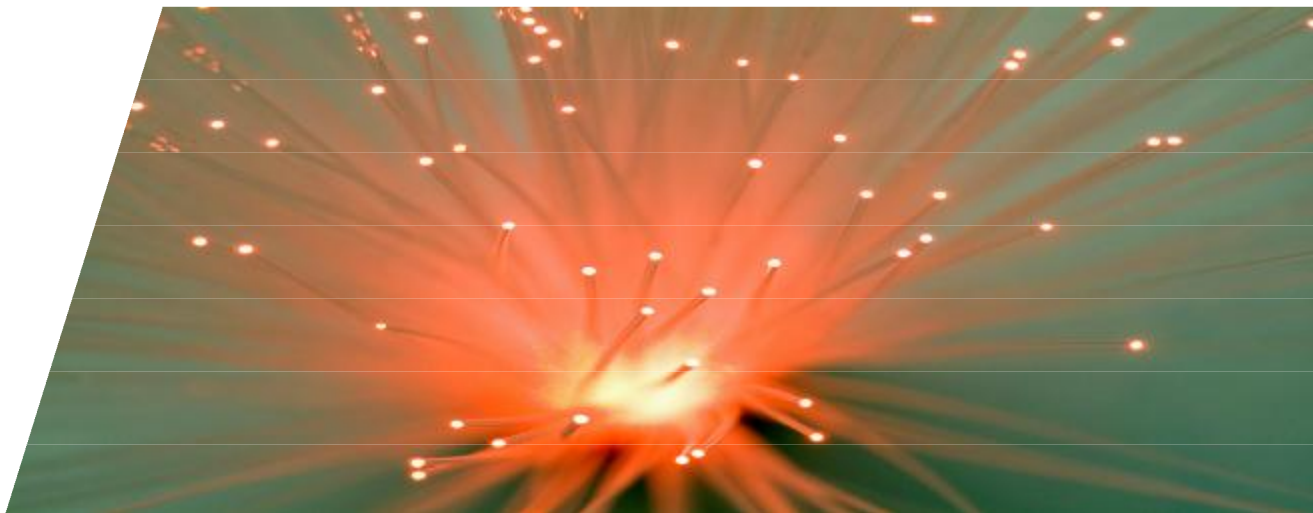


Tax watch update

Issue 3

2010年4月

はじめに	2
法人所得税(CIT)	2
付加価値税	3
関税	3
その他	4



はじめに

今月号では、法人所得税、付加価値税、関税、それにベトナムのその他規則に関する最近のいくつかの変更点をご参考のために以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

法人所得税

不正確な会計データに法人所得税の優遇措置はなし

税務局の2010年2月24日付け Official Letter No. 569/TCT-CSによると、法人所得税の免除・減免期間中にある事業体への税務監査の結果、会計データが不十分かつ不正確であると判明し、それがみなし課税所得と法人所得税の賦課につながった場合、当該事業体は財務省の2008年12月26日付け Circular 130/2008/TT-BTC 第H部第1条2.8項に定める法人所得税の優遇措置を受けられません。

不継続プロジェクトの費用

税務局は2010年3月9日に Official Letter No. 724/TCT-CS を発行し、建設仮勘定費の取扱いに関するガイドラインを公表しました。この Official Letter によると、新規プロジェクトを有する既存の事業体にプロジェクト調査、フィージビリティ・スタディ、地質調査、環境影響度調査等の費用が発生しながらもその後にこのプロジェクトを打ち切った場合、これらの費用は法人所得税の計算にあたって控除可能費用とは認められません。

2008年に購入した店頭取引株の減価引当

2006年2月27日付け Circular 13/2006/TT-BTC の規定により事業体は証券市場で自由に取引されている株式の減価引当を行うことを認められていますが、Circular 13/2006 では未上場株の減価引当に関する規定を定めていないことから、今年購入した未売却の店頭取引株については2008年度の減価引当を認められません。しかし、2009年からは、2009年12月7日付け Circular 228/2009/TT-BTC に基づいて事業体は上場株・未上場株の減価引当を認められます。

[税務局の2010年2月24日付け Official Letter No. 570/TCT-CS]

付加価値税

固定資産と原価の割当に伴うインボイス発行

税務局の 2010 年 2 月 23 日付け Official Letter No. 549/TCT-CS によると、独立した法人格を有する複数の事業体が共有固定資産の価額を分担する場合、最初の所有者は固定資産の譲渡時にほかの事業体に対して VAT インボイスを発行する必要があります。また、当該固定資産の稼働費用、保守費、修繕費の割当とともに、費用を割当てる事業体はほかの事業体に対して VAT インボイスを発行する必要があります。これらの事業体は VAT インボイスを用いて費用と付加価値税の調整を行います。

輸出品の付加価値税

現行規則によれば、輸出品と輸出役務の支払いは銀行経由で決済を行う必要があります。しかし、外貨で現金払いを実施する輸出契約の場合、輸出企業はベトナム中央銀行から輸出を対象とした外貨現金收受許可証を取得します。外貨の收受と預金は許可証に記載された期限までに実施し、銀行口座を開設した銀行から認定を受けます。また、税務局の 2010 年 2 月 25 日付け Official Letter No. 587/TCT-KK によると、前述の書類は付加価値税の還付にあたって適法な支払い書類とみなされます。

関税

輸出用物品の加工活動に関する一定の通関手続きを修正・補足する Decree 草案

財務省の 2008 年 12 月 4 日付け Circular No. 116/2008/TT-BTC により、輸出用物品の加工に従事する事業体は各製品単位に使用する資材の消費基準を登録する必要があります。しかし、一部種類の製品はその特有の特性から消費基準も頻繁に変化します。こうした変化は消費基準の登録・修正に際して企業に問題を引き起こし、特に輸出入申告の撤回にあたって状況を複雑にします。

アーンスト・アンド・ヤングはほかの事業体とともに財務省と税関局を訪問してこの件について協議を行い、現行規則に基づく従来の「詳細基準の登録」に代わる「各製品の平均的な基準の通知」手続きの導入を提案しました。財務省と税関局はアーンスト・アンド・ヤングの提案に同意し、こうした変更点は既に Circular No. 116/2008/TT-BTC を修正する Circular 草案に反映されています。



この Circular 草案には新たな規則が盛り込まれ、一部の特定のケースに限り、実際の消費基準が通知済みの消費基準から逸脱していることを申告撤回前に発見した場合に、輸出用物品の加工に従事する事業体は輸出を終えた後の段階で消費基準の事後修正を認められます。これに加え、現場輸出入、半加工製品の納品と受領、および期限を過ぎた申告撤回への対処の手続きに関する規則も改定される見通しです。

奨励投資案件に適用される輸入関税免除

輸出入関税法とその施行規則に基づき、特に奨励された投資分野で事業を営む事業者は、輸入した資材、消耗品、部品の輸入関税を生産活動の開始日から5年間にわたり免除されます。輸入資材、消耗品、部品の区分は商務省(工業貿易省の前身)の2007年2月2日付け Circular No. 02/2007/TT-BTM に定められています。しかし、Circular 02/2007/TT-BTM は主に基礎的な資材、消耗品、部品の一覧を定めるにとどまり、ハイテク事業者の現実的な輸入ニーズに応えていません。現実問題として、特に奨励された投資案件に該当する製造業は多数の種類資材、消耗品、部品を輸入していますが、この Circular はそれに対応していないのが現状です。

この問題の解決に向け、アーンスト・アンド・ヤングは一部企業による財務省との協議と具体的なガイダンスの確保を支援してまいりました。政府も工業貿易省に Circular No.02/2007/TT-BTM の修正を要請し、財務省に対してはエレクトロニクスおよびテレコム通信分野における資材や部品の輸入に適用される現行の輸入関税政策の見直しを要請しています。

輸入関税還付書類に関する提案

財務省の2009年4月20日付け Circular 79/2009/TT-BTC によると、物品生産のために資材を輸入し、かつ当該物品を輸出向けの再販用または輸出向けの製造・加工用として他社に販売する事業者は、実際に輸出された物品の生産に使用した輸入資材の輸入関税の還付を受けられます。この Circular で規定している還付申請書類は輸出された物品の税関申告書と税関当局の証明書です。しかし、現実問題として、輸出製品は複数の納入業者から購入した多種多様な資材を使用して製造します。その結果、関税還付申請があった場合、物品の輸出業者は還付を申請する全ての納入業者に税関申告書の原本と関連書類を提出する必要があります。この規則はこうした事業者には様々な問題を引き起こし、事務負担をかけます。この場合、還付申請書類を完成させるのは不可能に近いといえます。これを解決するため、アーンスト・アンド・ヤングは顧客企業と協力し、財務省と税関局に関税還付プロセスの簡素化を要請する提案を策定中です。

その他

外国人従業員の管理強化

労働傷病兵社会福祉省は2010年3月22日に、外国人従業員の管理強化に関する Official Letter No. 828/LDTBXH-VL を発行しました。これには外国人従業員を雇用する企業・組織による人材採用と労働許可証の発行・延長に関する調査・点検も含まれます。特に外国契約者を対象に、規則違反には厳格に対処するよう、この Official Letter では指示しています。ベトナム国内での就労資格を有しない外国人従業員は国外退去または強制送還となります。Decree 34/2008 によると、ベトナム国内で就労したい外国人は以下の全ての要件を満たす必要があります。

1. 18歳以上であること。
2. 勤務条件を満たすのに要する良好な健康状態であること。
3. 本Decree第2条2項および3項に定めるマネージャー、取締役、または専門家であること。民間の医療機関または薬事機関に就労する外国人、医療診断・治療を直接遂行する外国人、および教育・職業訓練セクターに就労する外国人は、民間医療・薬事機関あるいは教育・職業訓練との関連でベトナムの法律に定める全ての要件を満たす必要があります。
4. 国家保障違反に関する前科がなく、目下、国内外の法律に基づく刑事訴追または刑事判決の対象でないこと。

外国人従業員の人材採用と管理に関する規則の改定

ベトナム政府は現在、外国人従業員の人材採用と管理に関する Decree 34/2008/ND-CP の一部条項を修正・補足する Decree 草案を策定中です。この Decree 草案は以下の新たな規則を盛り込んでいます。

- ▶ 外国契約者に付与されたプロジェクトを遂行するために入国した外国人を適用対象とする追加的な規則。
- ▶ 雇用主は外国人従業員の年間雇用計画を労働傷病兵社会福祉局に登録する必要があります。

- ▶ 労働許可証を所持しないか労働許可証を更新せずに3ヶ月以上、ベトナムで就労している外国人に対し、公共安全省は査証を発行しません。また、臨時居住許可を更新せず、国外退去を命じます。

草案によると新 Decree は 2010 年 7 月 1 日より発効する見通しです。

税務管理に関する Decree と税関分野の行政処分に関する Decree を改定する Decree 草案

税務管理手続きの簡素化と旧態依然の規則の改定を目的に、財務省は税務管理に関する Decree No. 85/2007/ND-CP と税関分野の行政処分および行政決定の実施・執行に関する Decree No. 97/2007/ND-CP の一部条項を修正する Decree 草案を準備しており、いずれ政府に提出する見通しです。この Decree 草案によると、以下の諸規則が改定されます。

- ▶ 税金登録情報の変更
- ▶ 税金と手数料の申告、および付加価値税、法人所得税、特別売上税、天然資源税の申告書提出
- ▶ 過払い制裁金の取扱い
- ▶ 税金納付期限の延長
- ▶ みなし税の賦課
- ▶ ベトナムを出国する場合の確定申告
- ▶ 税金還付
- ▶ Decree 97/2007 に基づく税金の納付遅延の取扱いと関連した事項
- ▶ その他の事項

なお、Decree 草案の詳細については弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

安西 冬樹
Fuyuki.Anzai@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となっており、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn